

令和8年度

水質検査計画



中種子町 水道課

～ 目 次 ～

はじめに	1
1. 水質検査に関する基本方針.....	2
2. 水道事業の概要.....	3
3. 水源及び水道水の水質状況.....	4
4. 定期の水質検査.....	5
5. 臨時の水質検査.....	11
6. 試料(検体)の採取及び運搬方法.....	12
7. 検査方法(委託内容).....	12
8. 検査結果の評価.....	13
9. 検査計画の見直し.....	14
10. 検査の精度と信頼性保証.....	15
11. 関係者との連携(緊急時含む).....	16
12. 水質検査計画及び検査結果の公表方法.....	17
13. 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表.....	18
別表1:(検査項目及び検査頻度(浄水)).....	19
別表2:(検査項目及び検査頻度(原水))	30
別添資料(原水及び浄水採水位置図)	34

はじめに

水道事業においては、利用者みなさまに安全で良質な水を供給することを使命としており、各地域の適正な水質管理を徹底するうえで、水質検査を行うことが必要不可欠なものとなっております。

近年における水道環境は、新たな化学物質の問題など、その対策は全国的にも急務とされ、各事業体においても、それぞれ多種多様な問題を抱えている状況にあるといえます。

中種子町(以下「本町」という。)の水道事業は、平成29年度まで中種子町上水道事業と中種子町簡易水道事業の2つの事業体にて運営しておりました。平成30年4月からは、これらの水道事業体を統合し、町内全域において、新たな中種子町上水道事業として運営を開始いたしました。

そのような状況の中、利用者みなさまに、より安心して水道をお使いいただけるように、またそれぞれの地域の水質状況を考慮した水質管理体制の構築を図るために、令和8年度の「水質検査計画」を作成しました。

この「水質検査計画」の策定にあたっては、現在の水道における水質状況や水質管理上の問題点などを明らかにし、より安心して水道をお使いいただくために、水質検査を「どこで」「どの項目を」「どのくらいの頻度で」行うべきであるかということを検討しております。

安全で良質な水道水を供給することは言うまでもありません。その一方で、水質管理を行うためには相応のコストが必要となります。そのコストは利用者の皆様からいただく水道料金によってまかなうこととしており、本町としては、可能な限り水道料金を抑えながら、安全で安心な水をご使用いただくために、適正なコスト管理に努めることとしております。

利用者みなさまにおかれましては、この「水質検査計画」を基に、本町の水質管理の状況及び問題点について、一緒になって考え、行動していただければ幸いです。

本町では、次年度以降も水質の状況変化に応じた「水質検査計画」の見直しを行い、利用者みなさまにより一層安全で安心な水を供給することに努めてまいります。

1. 水質検査に関する基本方針

水質検査を行うにあたって、合理的な効率化を図り、安全性を確保しながら水質検査にかかるコストの低減を図ります。「水質基準に関する省令」に定められている基準項目においても、地域や水源の特性、水源周辺環境、過去の検査結果を検討の上、検査頻度の低減を図ることとなっています。

また、水質管理目標設定項目につきましても、各地域での農薬等の使用実態を踏まえ、変動状況を確認し、監視すべき検査項目の必要性について検討します。

さらに、原水については、水道事業における水質管理の基本であるとともに、その水質変動は、今後の水源保全の基礎データともなるため、その年次変化を把握するべく、原則として定期的・継続的に検査を行います。

水質検査の実施箇所及び頻度についても、検査項目同様にコストと安全性の双方の観点より、最も合理的かつ効率的な地点と頻度の選定を行います。

その他、水質検査の結果に対する対症療法的措置のみを意識するのではなく、水質管理・水源汚染の「予防措置」の観点から、検査の計画・実施を行っていくものとしします。

- (1) 水質検査の対象は、原則として本町内の各配水池から町内の給水栓に供給される水道水及びその原水とします。
- (2) 水道法で検査が義務付けられる各水系(配水池ごとに定めた水道水の系統)の水道水の他に、鋼管使用による蛇口からの鉛溶出の検査と、水質汚染を監視する目的で各水系の原水検査も行います。
- (3) 採水地点は原則として各水系1箇所(原水及び水道水)とします。
- (4) 各水系の水道水(浄水)については、水道法により定められた検査項目を実施します。

また、各水系の水源(原水)については、年1回の40項目の検査に加え、リスクレベルに応じて、指標菌及びクリプトスポリジウム等、原水の汚染の監視を目的とした検査も実施します。さらに、必要に応じて水質管理目標設定項目の検査をする場合もあります。
- (5) 水質汚濁事故等のように水道法の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては速やかに臨時水質検査を実施します。

2. 水道事業の概要

各施設の概要

水道事業概要については、以下の表のとおりです。

令和7年3月31日現在

水道種類	施設名	水源地名	所在地	建設年	給水人口 (人)	給水能力 (m ³ /日)	浄水処理及び 給水方法
水道	中種子町 上水道	平鍋水源地	納官南野尻 2849	昭和33年	5,987	5,922	緩速ろ過 塩素滅菌
		古房水源地	野間西油久 2383	平成29年			
		二十番水源地	増田西尾峯 8013-2	令和3年			
		荒崎水源地	納官荒崎 5160-1	昭和30年	355	245	急速ろ過 塩素滅菌
		脇之川水源地	納官脇之川 4693-2	平成24年			
		第1北部水源地	増田深迫 2908-9	昭和58年	373	231	緩速ろ過 塩素滅菌
		第3北部水源地	増田深迫 2936	平成27年			急速ろ過 塩素滅菌
		第2北部水源地	増田西川原山 3001-44	平成17年	146	110	急速ろ過 塩素滅菌
		南部水源地	坂井上浦 1692	昭和63年	103	65	急速ろ過 塩素滅菌

3. 水源及び水道水の水質状況

検査対象施設・水源			
施設名	水源地名	浄水採水施設	水質検査結果
中種子町上水道	平鍋水源地 古房水源地 二十番水源地	中田公民館 【中田配水池系】	※町内の水道水は水道法の水質基準を満たしており、安全で良質な水が配水されています。
		中種子町温泉保養センター 【熊野配水池系】	
		岩岡小学校 【阿高磯配水池系】	
	荒崎水源地 脇之川水源地	竹之川公民館 【坂元配水池系】	
		牧川公民館 【牧川配水池系】	
	第1北部水源地 第3北部水源地	男淵女淵の滝 公衆トイレ 【第3北部配水池系】	
		大塩屋 公衆トイレ 【大塩屋配水池系】	
		向井町公民館 【中之町配水池系】	
	第2北部水源地	種子島空港 【第2北部配水池系】	
	南部水源地	衣之平公民館 【南部配水池系】	

※ 水質検査結果については、中種子町ホームページ、または、水道課窓口にて詳細を閲覧できます。

4. 定期の水質検査

(1) 水質基準

浄水の水質については、「水質基準に関する省令」によって供給される基準が定められています。(水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表 P-18,19 参照)

「水質基準に関する省令の一部改正(令和7年6月30日付)」に伴い、「PFOS 及び PFOA」が「水質管理目標設定項目」から「水質基準項目」に格上げされることになりました。「PFOS 及び PFOA」の基準値は、これまで目標値(暫定)としていた「0.00005 mg/L 以下(PFOS・PFOA の合算値として)」をそのまま適用することとし、令和8年4月1日から施行されます。

基準は概略、「病原性微生物」と「化学物質」に関するものに分類されており、以下のような考え方で設定されています。

① 病原性微生物に関する水質基準の考え方

1) 一般細菌

浄水が適切に消毒されているかを示す指標であり、この項目が大きく増加した場合は、原水への生活排水等の混入の疑いがあります。

1mL 中に 100 以下であれば、水道水による集団感染等が起きないことを理由に基準が設定されています。

2) 大腸菌

水による感染症の多くが人や動物の糞便に由来とすることから、水が糞便に汚染されていないかを確認するために検査します。

100mL 中に1つもいないこと(検出されないこと)が基準となっています。

② 化学物質に関する水質基準の考え方

毒性等のある全ての物質を検査することは現実的でないため、基準値の10%を超えて検出された項目、又は超える可能性の高い項目について、当該基準値を水質基準として定めています。

判断基準となる基準値は下記の考え方で設定されています。

1) 健康関連項目

50kg の人が毎日 2L の水を飲み続けた場合でも影響のない値(又は、影響が出始める値の10%)が1日の摂取量の上限とされています。

この上限値に対して、水道水以外から摂取することも考慮して、上限値の10%(消毒副生成物の場合は水道水以外からの摂取の可能性が低い場合20%)が基準値として設定されています。

2) 生活上支障関連項目

色、濁り、においやそのもととなる物質などの、水道水を利用する上で困る項目については、障害を生じる濃度を基に基準値が設定されています。

(2) 浄水の検査

浄水(利用者みなさまに給水される、原水を処理した後の水)の検査につきましては、水道法施行規則第15条(定期及び臨時の水質検査を規定している「省令」)の定めにより、下記により検査を行います。

① 水質検査項目と頻度

1) 毎日検査項目

給水されている水に異常がないことを確かめるため、1日1回、色、濁り、残留塩素の3項目の検査を行います。

- ・ 色・濁り: 試験管に採水して、目視にて確認します。
- ・ 残留塩素: 試験管に採水後、試薬を入れ、着色度合いにより残留塩素濃度を測定します。(この項目を測ることで消毒が適切に行われているかを確認することができます。)

2) 毎月検査項目

水道水の安全性を確保するためには、安全等に直接関わる項目については、より高い頻度での検査が望ましいところですが、検査頻度に比例して負担していただく料金額が高くなります。そこで、合理的な検査頻度での検査が必要となります。

長年にわたる全国的な実績から、毎月1回の検査でも大きな問題は生じないことが経験則として認識されており、省令もこの経験をもとに定められています。また、省令では、塩化物イオン、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度の7項目については、自動計測機等で連続的に測定を行う場合は検査頻度を減らすことができると規定されています。しかしながら、本町においては規模的にも連続測定を行う設備を持っていないため、検査頻度は減らさず、安全性に直接関わる一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度の9項目については、毎月1回の検査を行うこととしています。但し、藻類に起因する項目(ジェオスミンと2-メチルイソボルネオール)については、藻類発生が考えられる時期に、必要に応じて検査を行います。

いずれの項目も詳細な検査を行うため、検査専用の採水容器に採水後、水質検査機関に依頼して検査を行います。

毎月検査項目である一般細菌、大腸菌は、病原性微生物の混入を疑わせる指標と考えられている項目です。毎日検査に加え、毎月検査を的確に行うことで、水道水を原因とする病気等の感染を確実に防止するとともに、常に安心・安全な水道水の供給が行えるようにしています。

3) 3ヶ月に1回検査する項目

上記1)2)以外の項目については、病原性微生物のように短期的に危険に晒される項目ではなく、比較的長期間での摂取等が問題となります。このような項目について、近年の全国的な調査により、年4回(季節変動を考慮)以上の検査を行えば、毎月1回の検査と同等の結果が得られることが明らかになっているため、省令に基づき、本町においても原則3ヶ月に1回検査を行います。

但し、消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目以外については、以下の回数の検査を行います。

【1】検査の省略

過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺状況、薬品等及び使用機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省令に基づき省略可能な項目とし、3年に1回検査を行います。

【2】検査回数の減

省略不可能な項目である亜硝酸態窒素や硝酸態窒素、また、省略可能な項目のうち、過去の検査結果が基準値の2分の1を超過した項目については、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合、過去3年間の結果に応じて、省令に基づき以下の頻度で検査回数を減らして効率的な水質検査を行います。

- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の10%以下の場合、検査頻度を3年に1回に低減することが可能です。
- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の20%以下の場合、検査頻度を1年に1回に低減することが可能です。

4) 「鉛及びその化合物」に係る検査項目

この検査項目の採取方法については、毎分約5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち、先と同じ流量(毎分5L)で流しながら開

栓直後から5Lを採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取する方法とし、より精密な検査を行います。

※ 各浄水施設の検査項目と検査頻度については、別表1(P-20～)を参照。

② 採水場所

- ・ 給水栓水(蛇口の水)を検査する地点とします。
- ・ 水源系統(配水系統)ごとの末端の蛇口の水を採水場所と設定し、各検査項目で異なった給水栓が選択されないように注意します。
- ・ 採水地点は表4.2-1及び別添資料のとおりです。

表4.2-1採水地点一覧

種類	施設名	給水栓水		原水			
		No	採水地点	No	採水地点	No	採水地点
上水道	中種子町上水道	1	中田公民館	1-1	平鍋水源地	-	-
			温泉保養センター 岩岡小学校	1-3	古房水源地	1-4	二十番水源地
		2	竹之川公民館	2-1	荒崎水源地	2-2	脇之川水源地
			牧川公民館				
		3	種子島空港	3-1	第2北部水源地	-	-
		4	男淵女淵の滝 公衆トイレ	4-1	第1北部水源地	4-2	第3北部水源地
大塩屋公衆トイレ 向井町公民館							
5	衣之平公民館	5-1	南部水源地	-	-		

(3) 原水の検査と水質管理目標設定項目の検査

原水(水源からの直接取った、消毒等の処理をする前の水)の検査については、水源状況を把握する上で、定期的な検査によって変動傾向を監視するため、下記により検査を行います。

① 原水の水質検査項目と頻度

原水については、消毒処理による副生成物及び味を除く40項目を年1回検査します。(具体的な項目は水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表 P-18、19 参照。)

また、原水の水質検査については、水道水質管理の上で最も重要な情報の1つでもあることから、厚生労働省健康局水道課長通知(健水発第1010001号)に基づき、経年変化を把握するため年1回行います。

また、クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原生物の検査とその指標となる指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)の検査を「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水の種別や過去の指標菌検出状況から、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判定します。

判定基準及び検査頻度については、以下の表のとおりです。

表4. 3-1 判断基準

リスクレベル		汚染のおそれの判断		
		原水の種別	指標菌検出状況	
			検出	未検出
レベル1	汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水のみの水(※)		○
レベル2	当面汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水以外の水		○
レベル3	汚染のおそれがある	地表水以外の水	○	
レベル4	汚染のおそれが高い	地表水	○	

(※)用語説明

【地 表 水】 河川表流水、ダム水、湖沼水等の、地表面に存在する陸水

【被圧地下水】 粘土層等の不透性の地層に挟まれた帯水層内に存在し、被圧されている地下水

表4. 3-2 検査頻度

リスクレベル	検査頻度	
	指標菌検査	クリプトスポリジウム等検査
レベル1	3年に1回、井戸内部の状況点検	
レベル2	3ヶ月に1回以上	—
レベル3	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上
レベル4	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上

水源ごとにレベル1(汚染の可能性が低い)からレベル4(汚染のおそれが高い)まで分類し、それぞれのレベルに合わせた項目・頻度で検査を行います。しかし、レベル1の原水においても、水道水の安全性をより確実にするために、指標菌検査を3ヶ月に1回(レベル2相当)実施します。

(各原水の検査頻度につきましては、別表2を参照してください。)

② 採水場所

各水源地を検査地点とし、各水源地の採水口を採水場所に設定します。(採水地点は前出の表4.2-1採水地点一覧及び別添資料を参照してください。)

5. 臨時の水質検査

給水栓水(蛇口から出る水)が水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。以下がその要件です。(※ 継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査の委託先は同一の水質検査機関とします。)

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水地域及びその周辺において、消化器系感染症が流行したとき
- ・ 浄水過程に異常が起こったとき
- ・ 送水管等の工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- ・ 原因不明の色、濁り、pH 値の異常、臭いなど水質に変化があるとき
- ・ 浄水施設等の新設後の通水開始前
- ・ その他特に必要があると認められたとき

臨時検査の検査項目については、現状を把握し関係機関と協議の上、項目を決定いたします。

6. 試料(検体)の採取及び運搬方法

- ・ 定期的な水質検査を実施する際は、検査日程、検査地点、採取方法を遵守し、検査に必要な専用容器を使用します。
- ・ 運搬の際は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施します。
- ・ 検査機関への試料の受け渡しは、最初の試料採水後、告示法で定められている検査項目が実施可能な対応を行います

7. 検査方法(委託内容)

毎日検査以外の検査については水質検査機関に委託して行います。水質検査機関に委託する際には、検査について下記要件を確認することとします。

- ・ 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者であること。(水道法第20条第3項)
- ・ 水質検査結果を評価し、本町の水道に対して助言等を行う見識を有する機関であること。(水道技術管理者等が配置されていること)
- ・ 信頼性保証システム(第三者機関の監査を含むシステム)としてISO9001等の認証を取得していること。また、認証内容は、水質検査業務及び水質検査に係る事務業務が含まれていること。
- ・ 検査方法において下記が遵守されていること。
 - 水質検査全般の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)によること。
 - 遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示第318号)によること。
 - その他の検査を行う場合は、上水試験方法(日本水道協会)等によること。

令和7年度の水質検査については、上記の要件を満たした国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた登録検査機関である(公社)鹿児島県薬剤師会試験センターに委託しました。

8. 検査結果の評価

各家庭へ給水されている水道水(浄水)は、水道法に基づいた検査をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められております。水質検査の結果、もし基準を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保するために必要な措置を講じます。さらに、検査結果に異常があった場合には、直ちに再検査を行うこととします。

(1) 病原性微生物に関する項目の評価

基準検査項目のうち、一般細菌及び大腸菌の項目については、直接的に病原性微生物による汚染の可能性を示すものなので、基準を超えている場合には、直ちに水質異常時として取り扱い、詳細確認の後、関係各所との連携にて給水停止等の所定の処置を講じます。また、塩化物イオンなどの毎月検査を行う残り7項目についても、病原性微生物との関連が深い指標であるため、検査結果が大きく変動した場合には、水質汚染の可能性を検討します。

(2) 毒物に関する項目の評価

水銀とシアンについては、安全性を考慮して、検出された量が微量で、仮に長期にわたり摂取したとしても健康に影響しない値が基準値とされていますが、基準値を超過した場合には、詳細確認の後、関係各所との連携にて所定の処置を講じます。

(3) 健康に関する項目の評価

健康に関する項目(カドミウム、ヒ素、鉛など)については、長期的な影響を考慮して基準設定がなされています。しかし、明らかに基準値以上であった場合は、直ちに原因究明を行うとともに、低減化対策を講じます。基準値超過が継続するようである場合は、水質異常とみなして、関係各所との連携にて所定の処置を講じます。

(4) 水の性状に関する項目の評価

性状に関する項目(亜鉛、マンガン、アルミニウム、ナトリウム、鉄など)については、洗濯物への着色など、利用者の生活活動への障害をおこす可能性があるため、基準値以上であった場合は、水質異常とみなして関係各所との連携にて緊急対策等の所定の処置を講じます。

(5) 水質異常時の対応

水質に異常等が認められた場合には、検査機関と協議の上、必要と思われる項目について至急検査を行うこととします。また、給水区域内の自治会長等へ連絡するなど、状況の連絡周知に努めます。検査結果の内容により必要に応じて、関係各所との連携にて給水停止等の所定の処置を講じます。

9. 検査計画の見直し

水質検査の実施については、検査計画に従って行いますが、以下の場合には検査の計画を見直すものとします。

- ・ 水源の変更(新規、増設等)を行った場合。(過去データによる検討が不可能になるため。)
- ・ 処理方法について、追加又は削除等の変更(ろ過方法の導入や変更等)が生じた場合。(過去データによる検討が不可能になるため。)
- ・ 水源周辺に異常が確認された場合。(水源水質の安全が確認できる計画に変更)
- ・ その他検査計画の変更が必要と認めた場合。

10. 検査の精度と信頼性保証

本町においては水質検査設備を保有していないため、毎日検査等の簡易な検査以外の水質検査は、毎年、水質検査機関に委託しています。

このため、水道法施行規則の改正に伴い委託水質検査機関に対して、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び環境省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道 GLP、ISO9001 等）取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、実施の水質検査機関における水質検査業務の確認に関する調査（日常業務確認調査）を実施し、技術能力の把握を行います。

具体的には、以下の要件を満たしていることを条件としています。

(1) 検査の精度

水質を管理するために行っている検査結果は、正確なデータでなければなりません。検査の精度（正確さ）を確保することが、重要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ・ 検査が可能な検査施設を有していること。
- ・ 知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5人以上であること。
- ・ 環境省の実施する外部精度管理の結果が継続的に良好であること。

(2) 信頼性の保証

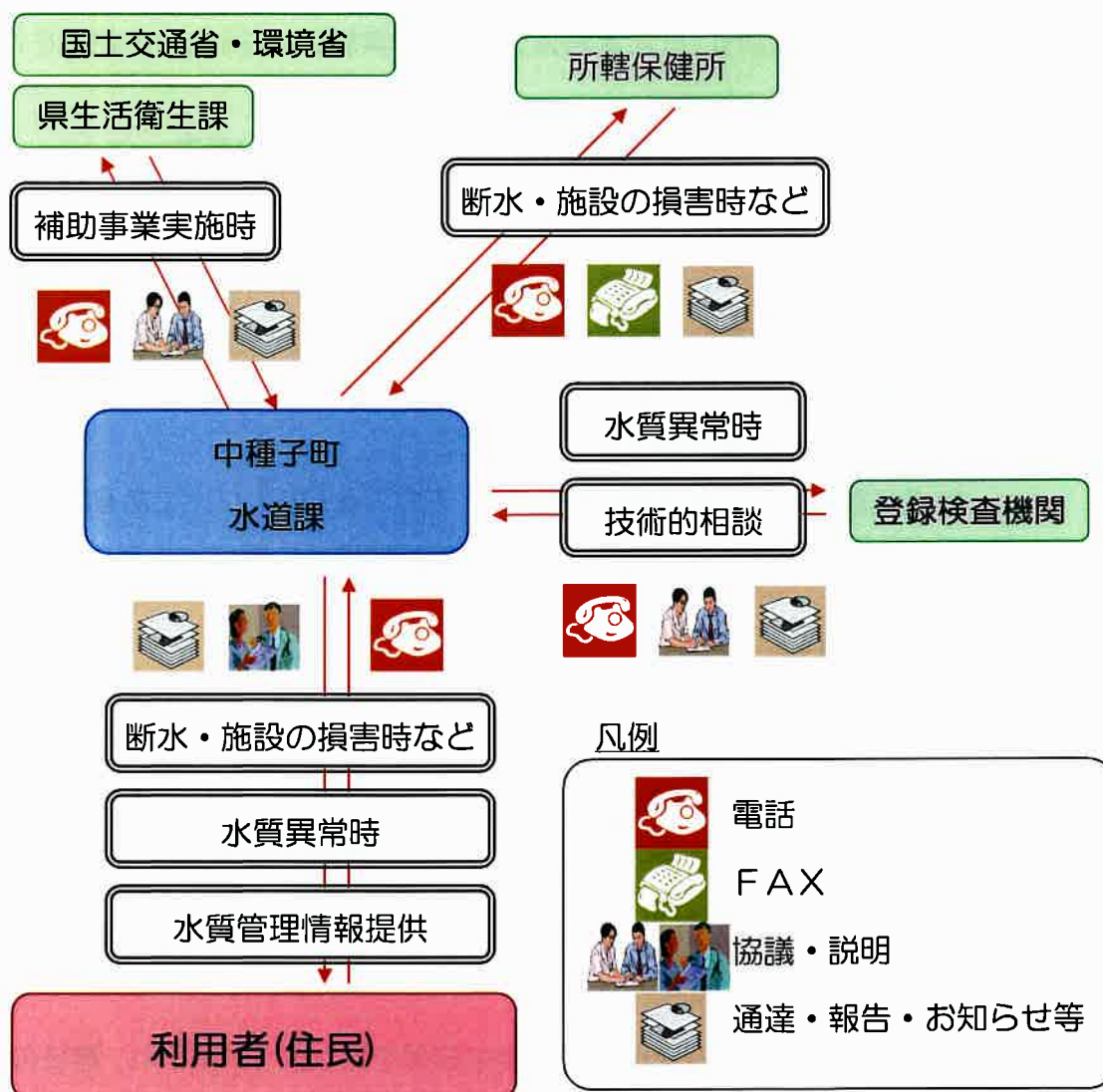
検査の工程だけではなく、結果の改ざんは言うまでもなく、検体や検査結果の取り違え等、検査以外での工程（事務業務及び連絡業務等）についても信頼性の保証が必要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ・ 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。（水質検査部門管理者）
- ・ 専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。（信頼性確保部門管理者）
- ・ 信頼性保証システム（第三者機関の監査を含むシステム）として、ISO9001の認証を取得していること。
- ・ ISO9001の認証の内容は、水質検査業務及び水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。

11. 関係者との連携(緊急時含む)

利用者(住民等)からの問合せ、自然災害または水源での事故及び水質に異常が認められる場合等、緊急時に各水道関係機関との連絡等が必要になった際に、迅速かつ正確に連絡を行うために、事態の状況判断や対応内容の役割を明確にすることを目的としたものです。

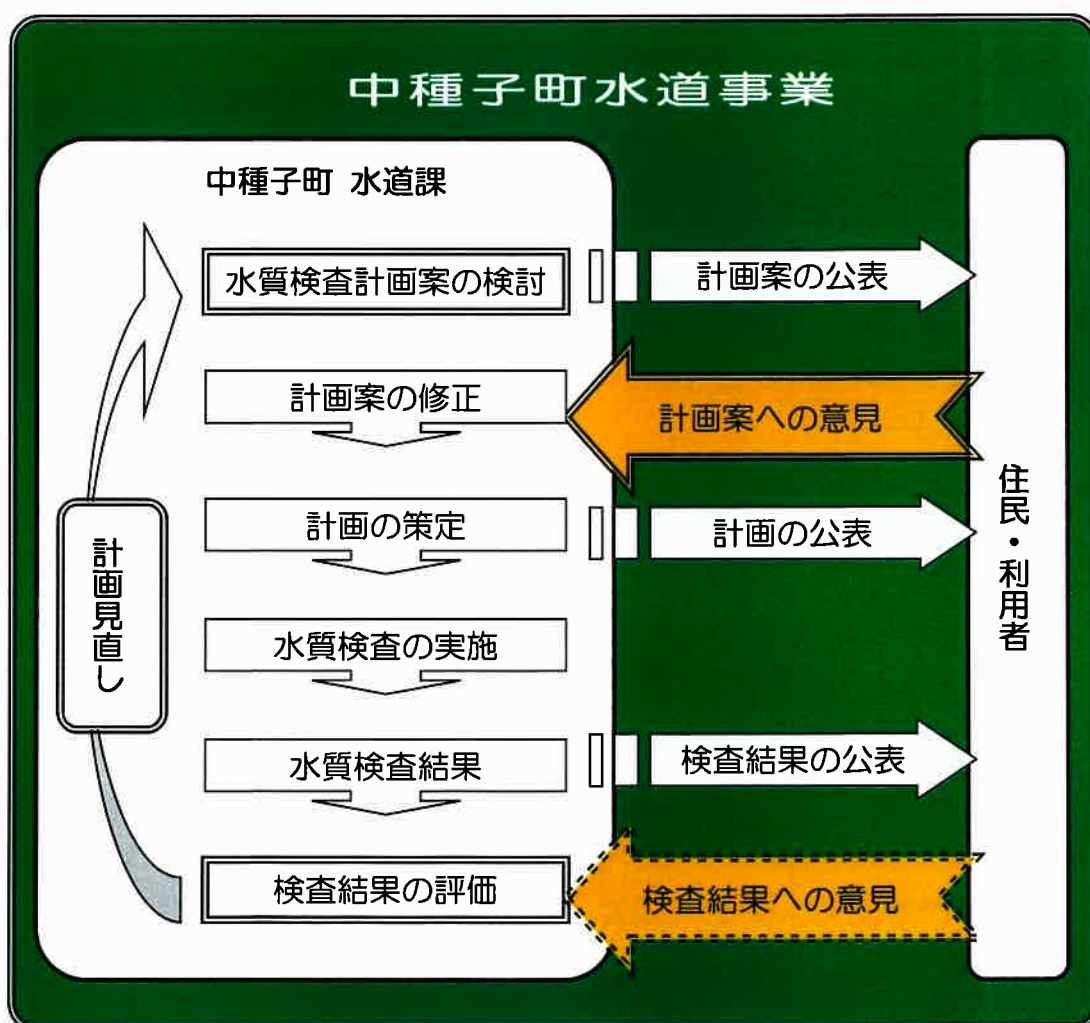
関係者との連携については、下図に示す内容・方法で行います。



12. 水質検査計画及び検査結果の公表方法

安全でおいしい水を提供するために、本町では水質検査計画と検査結果を役場水道課窓口及びホームページに掲載するなどして閲覧できるようにし、住民のみなさまにお知らせいたします。また、これらの事項につきまして、住民のみなさまからご意見をいただくことで、より各地域の実状を反映した水質検査計画を策定することができると思っています。

次の世代にも安心・安全な水道を残していくために、みなさまのご協力をお願いいたします。



13. 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表

番号	項目名	基準値	検査回数	検査回数の減	省略の可否	原水40項目
1	一般細菌	100/mL以下	概ね1月に1回以上	不可	不可	●
2	大腸菌	検出されないこと				●
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下				●
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			注3の通り	●
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				●
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		注1の通り	注4の通り	●
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下			注3の通り	●
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下			注4の通り	●
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				●
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		不可	不可	●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				●
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下			注3の通り	●
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			注3の通り。(濁水を原水とする場合不可。)	●
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下				●
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		注1の通り		●
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			注5の通り	●
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				●
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				●
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				●
20	PFOA 及び PFOS	0.00005mg/L以下	概ね3月に1回以上	注2の通り	注6の通り	●
21	ベンゼン	0.01mg/L以下		注1の通り	注5の通り	●
22	塩素酸	0.8mg/L以下				—
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下				—
24	クロロホルム	0.08mg/L以下			不可	—
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下				—
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下				—
27	臭素酸	0.01mg/L以下		不可	注3の通り。(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	—
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下				—
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下				—
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			不可	—
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下				—
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下				—
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下				●
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			注4の通り	●
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		注1の通り		●
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				●
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下			注3の通り	●
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下				●
39	塩化物イオン	200mg/L以下	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可	●
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下				●
41	蒸発残留物	500mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注3の通り	●
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下				●
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	概ね1月に1回以上(左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであること認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘察し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	●
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下				●
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注3の通り	●
46	フェノール類	0.005mg/L以下				●
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下				●
48	pH値	5.8以上~8.0以下				●
49	味	異常でないこと	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可	—
50	臭気	異常でないこと				●
51	色度	5度以下				●
52	濁度	2度以下				●

- 注 1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。
- 注 2 簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。
- 注 3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注 4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注 5 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注 6 水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用水供給事業者等の検査結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

別表1

検査項目及び検査頻度 (浄水)

(令和5年1月～令和7年12月の検査結果に基づき作成)

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

中田公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○				○		0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○									10	2.0	1.0	2.0
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.08
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びペルフルオロノン酸(PFOA)	○			○			○				○		0.00005	0.000010	0.000005	-
21	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満
22	塩素酸	○			○			○				○		0.6	-	-	0.25
23	クロロ酢酸	○			○			○				○		0.02	-	-	0.002未満
24	クロロホルム	○			○			○				○		0.06	-	-	0.002
25	ジクロロ酢酸	○			○			○				○		0.03	-	-	0.003未満
26	ジブromクロロメタン	○			○			○				○		0.1	-	-	0.020
27	臭素酸	○			○			○				○		0.01	-	-	0.001未満
28	ジトリハロメタン	○			○			○				○		0.1	-	-	0.039
29	トリクロロ酢酸	○			○			○				○		0.03	-	-	0.003未満
30	ブロモジクロロメタン	○			○			○				○		0.03	-	-	0.007
31	ブロモホルム	○			○			○				○		0.09	-	-	0.010
32	ホルムアルデヒド	○			○			○				○		0.08	-	-	0.008未満
33	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.03
34	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満
35	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満
36	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01
37	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	20.1
38	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	21.1
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)													300	60	30	54
41	蒸発残留物													500	100	50	142
42	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満
43	ジェオスミン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
45	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満
46	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.6
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		22	9	9	23	9	9	22	9	9	22	9	9	項目数			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

中種子町温泉保養センター

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	3
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物																0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物																0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物																0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物																0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物																0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物																0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素																0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○				○					0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○												10	2.0	1.0	2.0
12	フッ素及びその化合物																0.8	0.16	0.08	0.08
13	ホウ素及びその化合物																1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素																0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン																0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン																0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン																0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン																0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン																0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	1,1,1,2,2,2-ヘキサフルオロエタン(PFO)及び1,1,1,2,2,2-ヘキサフルオロエタン(PFOA)	○			○			○				○					0.00005	0.000010	0.000005	-
21	ベンゼン																0.01	0.002	0.001	0.001未満
22	塩素酸	○			○			○				○					0.6	-	-	0.16
23	クロロ酢酸	○			○			○				○					0.02	-	-	0.002未満
24	クロロホルム	○			○			○				○					0.06	-	-	0.002
25	ジクロロ酢酸	○			○			○				○					0.03	-	-	0.003未満
26	ジブロモクロロメタン	○			○			○				○					0.1	-	-	0.018
27	臭素酸	○			○			○				○					0.01	-	-	0.001未満
28	総トリハロメタン	○			○			○				○					0.1	-	-	0.034
29	トリクロロ酢酸	○			○			○				○					0.03	-	-	0.003未満
30	ブロモジクロロメタン	○			○			○				○					0.03	-	-	0.007
31	ブロモホルム	○			○			○				○					0.09	-	-	0.007
32	ホルムアルデヒド	○			○			○				○					0.08	-	-	0.008未満
33	亜鉛及びその化合物																1.0	0.20	0.10	0.01未満
34	アルミニウム及びその化合物																0.2	0.04	0.02	0.02未満
35	鉄及びその化合物																0.3	0.06	0.03	0.03未満
36	銅及びその化合物																1.0	0.20	0.10	0.01未満
37	ナトリウム及びその化合物																200	40.0	20.0	20.1
38	マンガン及びその化合物																0.05	0.010	0.005	0.001未満
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	21.2
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)																300	60	30	55
41	蒸発残留物																500	100	50	144
42	陰イオン界面活性剤																0.2	0.04	0.02	0.02未満
43	ジェオスミン																0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	2-メチルイソボルネオール																0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
45	非イオン界面活性剤																0.02	0.004	0.002	0.005未満
46	フェノール類																0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.6
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		22	9	9	23	9	9	22	9	9	22	9	9				項目数			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

岩岡小学校

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	8
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○				○		0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○									10	2.0	1.0	2.0
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	1,1,1-トリクロロエタン及び1,1,2-トリクロロエタン	○			○			○				○		0.00005	0.000010	0.000005	-
21	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満
22	塩素酸	○			○			○				○		0.5	-	-	0.18
23	クロロ酢酸	○			○			○				○		0.02	-	-	0.002未満
24	クロロホルム	○			○			○				○		0.06	-	-	0.001
25	ジクロロ酢酸	○			○			○				○		0.03	-	-	0.003未満
26	ジブロモクロロメタン	○			○			○				○		0.1	-	-	0.016
27	臭素酸	○			○			○				○		0.01	-	-	0.001未満
28	トリハロメタン	○			○			○				○		0.1	-	-	0.030
29	トリクロロ酢酸	○			○			○				○		0.03	-	-	0.003未満
30	ブロモジクロロメタン	○			○			○				○		0.03	-	-	0.006
31	ブロモホルム	○			○			○				○		0.09	-	-	0.007
32	ホルムアルデヒド	○			○			○				○		0.08	-	-	0.008未満
33	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.08
34	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満
35	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満
36	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.17
37	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	20.3
38	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	21.6
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)													300	60	30	54
41	蒸発残留物													500	100	50	132
42	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満
43	ジェオスミン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
45	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満
46	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.6
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2
		22	9	9	23	9	9	22	9	9	22	9	9	項目数			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.47 [mg/L]」、「No.51～No.52 [度]」、「No.2及びNo.48～No.50 [単位なし]」

水質検査表
水道施設名

令和8年度水質検査計画
竹之川公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	11
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されぬこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物															0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物															0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物															0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素															0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○						○		0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○											10	2.0	1.0	1.3
12	フッ素及びその化合物															0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物															1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素															0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン															0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	トリス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン															0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン															0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	1,1,1-トリクロロエタン(PCE)及び1,1,2-トリクロロエタン(OPE)	○			○			○						○		0.00005	0.000010	0.000005	-
21	ベンゼン															0.01	0.002	0.001	0.001未満
22	塩素酸	○			○			○						○		0.6	-	-	0.57
23	クロロ酢酸	○			○			○						○		0.02	-	-	0.002未満
24	クロロホルム	○			○			○						○		0.06	-	-	0.018
25	ジクロロ酢酸	○			○			○						○		0.03	-	-	0.009
26	ジブロモクロロメタン	○			○			○						○		0.1	-	-	0.019
27	臭素酸	○			○			○						○		0.01	-	-	0.001未満
28	トリハロメタン	○			○			○						○		0.1	-	-	0.057
29	トリクロロ酢酸	○			○			○						○		0.03	-	-	0.011
30	ブロモジクロロメタン	○			○			○						○		0.03	-	-	0.019
31	ブロモホルム	○			○			○						○		0.09	-	-	0.007
32	ホルムアルデヒド	○			○			○						○		0.08	-	-	0.008未満
33	亜鉛及びその化合物															1.0	0.20	0.10	0.01未満
34	アルミニウム及びその化合物	○			○			○						○		0.2	0.04	0.02	0.11
35	鉄及びその化合物															0.3	0.06	0.03	0.03未満
36	銅及びその化合物															1.0	0.20	0.10	0.01未満
37	ナトリウム及びその化合物															200	40.0	20.0	18.4
38	マンガン及びその化合物															0.05	0.010	0.005	0.001未満
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	25.3
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)															300	60	30	35
41	蒸発残留物															500	100	50	126
42	陰イオン界面活性剤															0.2	0.04	0.02	0.02未満
43	ジェオスミン															0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	2-メチルイソボルネオール															0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
45	非イオン界面活性剤															0.02	0.004	0.002	0.005未満
46	フェノール類															0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.5
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.8
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		項目数																	
		23	9	9	24	9	9	23	9	9	23	9	9						

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

牧川公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	32
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○			○			0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○									10	2.0	1.0	1.2
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	1,1,2,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	1,1,1,1-テトラフルオロエタン (PFOS) 及び 1,1,1,2-テトラフルオロエタン (PFOS)	○			○			○			○			0.00005	0.000010	0.000005	-
21	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満
22	塩素酸	○			○			○			○			0.6	-	-	0.59
23	クロロ酢酸	○			○			○			○			0.02	-	-	0.002未満
24	クロロホルム	○			○			○			○			0.06	-	-	0.022
25	ジクロロ酢酸	○			○			○			○			0.03	-	-	0.012
26	ジブロモクロロメタン	○			○			○			○			0.1	-	-	0.019
27	臭素酸	○			○			○			○			0.01	-	-	0.001未満
28	ジトリハロメタン	○			○			○			○			0.1	-	-	0.060
29	トリクロロ酢酸	○			○			○			○			0.03	-	-	0.013
30	ブロモジクロロメタン	○			○			○			○			0.03	-	-	0.020
31	ブロモホルム	○			○			○			○			0.09	-	-	0.008
32	ホルムアルデヒド	○			○			○			○			0.08	-	-	0.008未満
33	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.03
34	アルミニウム及びその化合物	○			○			○			○			0.2	0.04	0.02	0.12
35	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満
36	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満
37	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	17.4
38	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	25.3
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)													300	60	30	33
41	蒸発残留物													500	100	50	147
42	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満
43	ジオスミン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
45	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満
46	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.8
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.9
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3
		23	9	9	24	9	9	23	9	9	23	9	9	項目数			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

種子島空港

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	34
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及其化合物														0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及其化合物														0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及其化合物														0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及其化合物														0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及其化合物														0.01	0.002	0.001	0.001
8	六価クロム化合物														0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素														0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○				○			0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素														10	2.0	1.0	0.1未満
12	フッ素及其化合物														0.8	0.16	0.08	0.08未満
13	ホウ素及其化合物														1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素														0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン														0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	トリス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン														0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン														0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン														0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン														0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	1,1,1,2,2,2-ヘキサクロロエタン(PFOE)及び1,1,1,2,2,2-ヘキサクロロエタン(PFPA)	○				○							○		0.00005	0.000010	0.000005	-
21	ベンゼン														0.01	0.002	0.001	0.001未満
22	塩素酸	○			○			○				○			0.5	-	-	0.30
23	クロロ酢酸	○			○			○				○			0.02	-	-	0.002未満
24	クロロホルム	○			○			○				○			0.06	-	-	0.001未満
25	ジクロロ酢酸	○			○			○				○			0.03	-	-	0.003未満
26	ジブロモクロロメタン	○			○			○				○			0.1	-	-	0.001未満
27	臭素酸	○			○			○				○			0.01	-	-	0.001未満
28	総トリハロメタン	○			○			○				○			0.1	-	-	0.001未満
29	トリクロロ酢酸	○			○			○				○			0.03	-	-	0.003未満
30	ブロモジクロロメタン	○			○			○				○			0.03	-	-	0.001未満
31	ブロモホルム	○			○			○				○			0.09	-	-	0.001未満
32	ホルムアルデヒド	○			○			○				○			0.08	-	-	0.008未満
33	亜鉛及其化合物														1.0	0.20	0.10	0.01未満
34	アルミニウム及其化合物	○			○			○				○			0.2	0.04	0.02	0.10
35	鉄及其化合物														0.3	0.06	0.03	0.03未満
36	銅及其化合物														1.0	0.20	0.10	0.01未満
37	ナトリウム及其化合物														200	40.0	20.0	19.1
38	マンガン及其化合物														0.05	0.010	0.005	0.001未満
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	22.5
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)														300	60	30	74
41	蒸発残留物														500	100	50	154
42	陰イオン界面活性剤														0.2	0.04	0.02	0.02未満
43	ジェオスミン														0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	2-メチルイソボルネオール														0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
45	非イオン界面活性剤														0.02	0.004	0.002	0.005未満
46	フェノール類														0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	8.1
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		23	9	9	23	9	9	23	9	9	23	9	9	項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表
水道施設名

令和8年度水質検査計画
大塩屋 公衆トイレ

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2024/04/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	22
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物	○			○			○				○		0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	○			○			○				○		0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	○			○			○				○		0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物	○			○			○				○		0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	○			○			○				○		0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物	○			○			○				○		0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	○			○			○				○		0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○				○		0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○				○		10	2.0	1.0	0.3
12	フッ素及びその化合物	○			○			○				○		0.8	0.16	0.08	0.10
13	ホウ素及びその化合物	○			○			○				○		1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素	○			○			○				○		0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	○			○			○				○		0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	トリス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン	○			○			○				○		0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン	○			○			○				○		0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	○			○			○				○		0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン	○			○			○				○		0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	1,1,1,2,2,2-ヘキサクロロエチレン及び1,1,1,2,2,2-ヘキサクロロプロパン	○			○			○				○		0.00005	0.000010	0.000005	-
21	ベンゼン	○			○			○				○		0.01	0.002	0.001	0.001未満
22	塩素酸	○			○			○				○		0.6	-	-	0.30
23	クロロ酢酸	○			○			○				○		0.02	-	-	0.002未満
24	クロロホルム	○			○			○				○		0.06	-	-	0.003
25	ジクロロ酢酸	○			○			○				○		0.03	-	-	0.005
26	ジブロモクロロメタン	○			○			○				○		0.1	-	-	0.012
27	臭素酸	○			○			○				○		0.01	-	-	0.001
28	総トリハロメタン	○			○			○				○		0.1	-	-	0.025
29	トリクロロ酢酸	○			○			○				○		0.03	-	-	0.003
30	ブロモジクロロメタン	○			○			○				○		0.03	-	-	0.007
31	ブロモホルム	○			○			○				○		0.09	-	-	0.006
32	ホルムアルデヒド	○			○			○				○		0.08	-	-	0.008未満
33	亜鉛及びその化合物	○			○			○				○		1.0	0.20	0.10	0.05
34	アルミニウム及びその化合物	○			○			○				○		0.2	0.04	0.02	0.04
35	鉄及びその化合物	○			○			○				○		0.3	0.06	0.03	0.03未満
36	銅及びその化合物	○			○			○				○		1.0	0.20	0.10	0.01未満
37	ナトリウム及びその化合物	○			○			○				○		200	40.0	20.0	19.9
38	マンガン及びその化合物	○			○			○				○		0.05	0.010	0.005	0.001未満
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	20.0
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○			○				○		300	60	30	65
41	蒸発残留物	○			○			○				○		500	100	50	157
42	陰イオン界面活性剤	○			○			○				○		0.2	0.04	0.02	0.02未満
43	ジェオスミン	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	2-メチルイソボルネオール	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
45	非イオン界面活性剤	○			○			○				○		0.02	0.004	0.002	0.005未満
46	フェノール類	○			○			○				○		0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	8.0
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.7
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
		52	9	11	52	11	11	52	9	9	52	9	9	項目数			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.47 [mg/L]」、「No.51～No.52 [度]」、「No.2及びNo.48～No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

向井町公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2024/04/01～ 3年間の最大値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	60
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物	○			○			○				○			0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	○			○			○				○			0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物	○			○			○				○			0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	○			○			○				○			0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○				○			0.01	-	-	0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○				○			10	2.0	1.0	0.4
12	フッ素及びその化合物	○			○			○				○			0.8	0.16	0.08	0.09
13	ホウ素及びその化合物	○			○			○				○			1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素	○			○			○				○			0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	○			○			○				○			0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	β-1,2-ジクロロエチレン及びβ-1,2-ジクロロエチレン	○			○			○				○			0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン	○			○			○				○			0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	γ-HCH(γ-1,2,4,5-ヘキサクロロベンゼン)及びβ-HCH(β-1,2,4,5-ヘキサクロロベンゼン)	○			○			○				○			0.00005	0.000010	0.000005	-
21	ベンゼン	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満
22	塩素酸	○			○			○				○			0.6	-	-	0.30
23	クロロ酢酸	○			○			○				○			0.02	-	-	0.002未満
24	クロロホルム	○			○			○				○			0.06	-	-	0.004
25	ジクロロ酢酸	○			○			○				○			0.03	-	-	0.003
26	ジブロモクロロメタン	○			○			○				○			0.1	-	-	0.013
27	臭素酸	○			○			○				○			0.01	-	-	0.001未満
28	総トリハロメタン	○			○			○				○			0.1	-	-	0.029
29	トリクロロ酢酸	○			○			○				○			0.03	-	-	0.003未満
30	ブロモジクロロメタン	○			○			○				○			0.03	-	-	0.008
31	ブロモホルム	○			○			○				○			0.09	-	-	0.004
32	ホルムアルデヒド	○			○			○				○			0.08	-	-	0.008未満
33	亜鉛及びその化合物	○			○			○				○			1.0	0.20	0.10	0.06
34	アルミニウム及びその化合物	○			○			○				○			0.2	0.04	0.02	0.04
35	鉄及びその化合物	○			○			○				○			0.3	0.06	0.03	0.03未満
36	銅及びその化合物	○			○			○				○			1.0	0.20	0.10	0.02
37	ナトリウム及びその化合物	○			○			○				○			200	40.0	20.0	20.0
38	マンガン及びその化合物	○			○			○				○			0.05	0.010	0.005	0.001未満
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	20.8
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○			○				○			300	60	30	65
41	蒸発残留物	○			○			○				○			500	100	50	151
42	陰イオン界面活性剤	○			○			○				○			0.2	0.04	0.02	0.02未満
43	ジオキシミン	○		○	○	○	○	○				○			0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	2-メチルイソボルネオール	○		○	○	○	○	○				○			0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
45	非イオン界面活性剤	○			○			○				○			0.02	0.004	0.002	0.005未満
46	フェノール類	○			○			○				○			0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.9
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.8
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満
52		9	11	52	11	11	52	9	9	52	9	9		項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表
水道施設名

令和8年度水質検査計画
衣之平公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	14
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物															0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物															0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物															0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素															0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○						○		0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○											10	2.0	1.0	1.1
12	フッ素及びその化合物															0.8	0.16	0.08	0.09
13	ホウ素及びその化合物															1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素															0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン															0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	トリス(1,2-ジクロロエチル)及びトリス(1,2-ジクロロエチル)エーテル															0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン															0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	1,1,1-トリクロロエタン(PPS)及び1,1,2-トリクロロエタン(PPDA)	○			○			○						○		0.00005	0.000010	0.000005	-
21	ベンゼン															0.01	0.002	0.001	0.001未満
22	塩素酸	○			○			○						○		0.6	-	-	0.17
23	クロロ酢酸	○			○			○						○		0.02	-	-	0.002未満
24	クロロホルム	○			○			○						○		0.06	-	-	0.001未満
25	ジクロロ酢酸	○			○			○						○		0.03	-	-	0.003未満
26	ジブロモクロロメタン	○			○			○						○		0.1	-	-	0.001未満
27	臭素酸	○			○			○						○		0.01	-	-	0.001未満
28	総トリハロメタン	○			○			○						○		0.1	-	-	0.001未満
29	トリクロロ酢酸	○			○			○						○		0.03	-	-	0.003未満
30	ブロモジクロロメタン	○			○			○						○		0.03	-	-	0.001未満
31	ブロモホルム	○			○			○						○		0.09	-	-	0.001未満
32	ホルムアルデヒド	○			○			○						○		0.08	-	-	0.008未満
33	亜鉛及びその化合物															1.0	0.20	0.10	0.01未満
34	アルミニウム及びその化合物															0.2	0.04	0.02	0.02未満
35	鉄及びその化合物															0.3	0.06	0.03	0.03未満
36	銅及びその化合物															1.0	0.20	0.10	0.01未満
37	ナトリウム及びその化合物															200	40.0	20.0	15.6
38	マンガン及びその化合物															0.05	0.010	0.005	0.001未満
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	20.7
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)															300	60	30	85
41	蒸発残留物															500	100	50	164
42	陰イオン界面活性剤															0.2	0.04	0.02	0.02未満
43	ジェオスミン															0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	2-メチルイソボルネオール															0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
45	非イオン界面活性剤															0.02	0.004	0.002	0.005未満
46	フェノール類															0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	8.2
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.6
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.4
		項目数																	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

別表2

検査項目及び検査頻度 (原水)

《 令和7年12月までの検査結果に基づき作成 》

クリプトスポリジウム等の原水の検査関連

汚染のおそれの判断

指標菌	水源種別	汚染のおそれ	
検出	表流水(河川水・湖沼水・ダム水)	汚染のおそれが高い	レベル4
	地下水(伏流水・湧水・浅井戸・深井戸)	汚染のおそれがある	レベル3
不検出	被圧地下水以外	当面、汚染の可能性が低い	レベル2
	被圧地下水のみ(主に深井戸)	汚染の可能性が低い	レベル1

施設整備

レベル	施設整備
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過設備(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過)を整備し、ろ過池出口の濁度を0.1度以下で常時監視(高感度濁度計整備) ・又はろ過した後に紫外線処理
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・上記設備又は紫外線処理設備

原水の検査

レベル	施設整備	検査項目	検査頻度
レベル4	整備済	クリプトスポリジウム等検査 指標菌検査	1回以上/年 1回以上/年
レベル3	施設整備中	クリプトスポリジウム等検査 指標菌検査	1回以上/3ヶ月 1回以上/1ヶ月
レベル2	—	指標菌検査	1回以上/3ヶ月
レベル1	—	原水39項目検査 井戸内部の撮影	1回/年 1回/3年

注) 指標菌 = 大腸菌、嫌気性芽胞菌

クリプトスポリジウム等 = 通常の塩素消毒で死滅しない耐塩素性病原生物

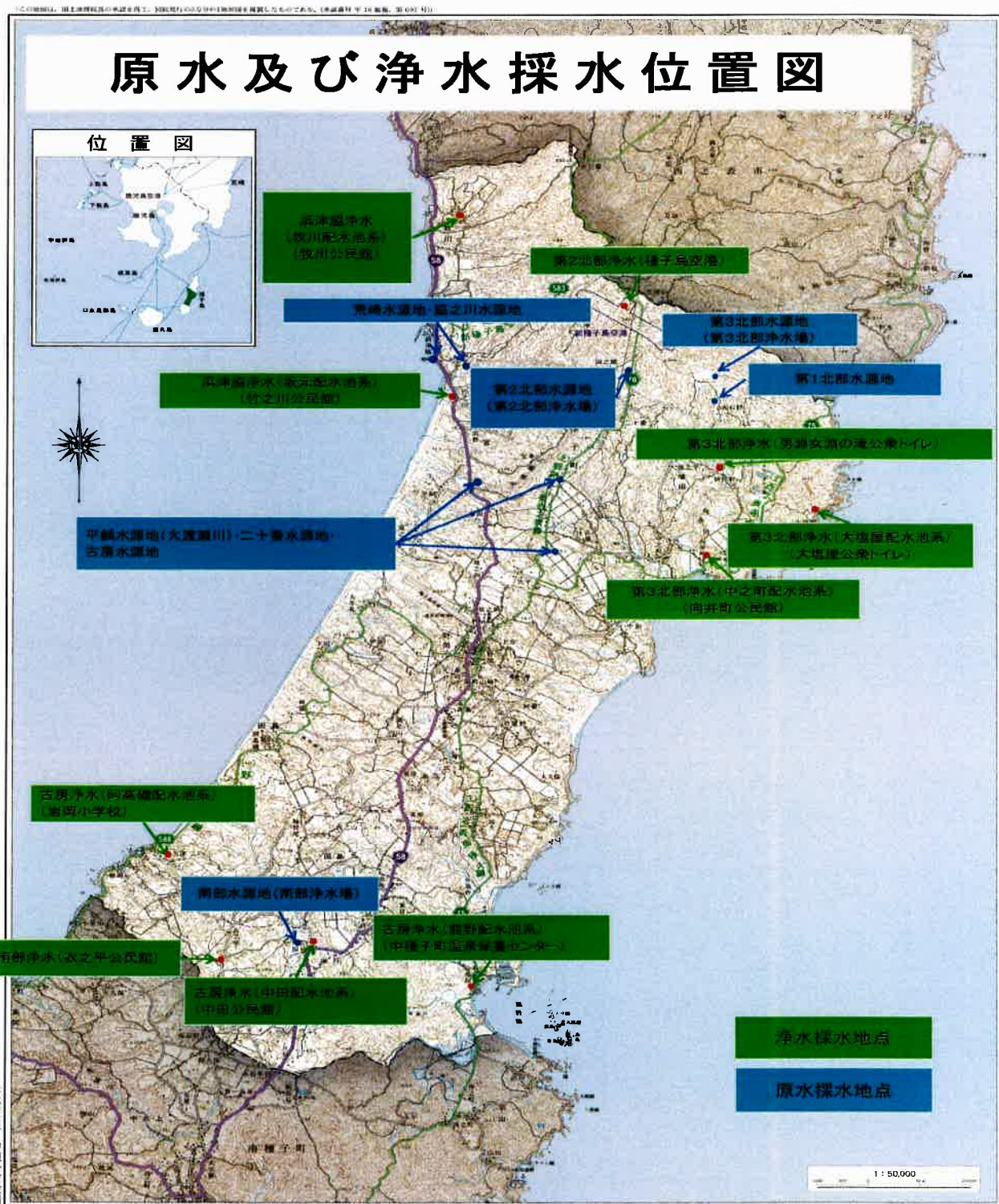
令和 8 年度 クリプトスポリジウム等対策における水質検査実施計画

事業名	水源地名	種別	レベル	施設 整備	原水検査項目	検査／年
中種子町 上水道	平鍋水源地	表流水	レベル4	整備済	クリプトスポリジウム等 指標菌検査	1回 1回
	古房水源地	深井戸	レベル2	—	指標菌検査	4回
	二十番水源地	深井戸	レベル2	—	指標菌検査	4回
	荒崎水源地	湧水	レベル3	整備済	クリプトスポリジウム等 指標菌検査	1回 1回
	脇之川水源地	表流水	レベル4	整備済	クリプトスポリジウム等 指標菌検査	1回 1回
	第1北部水源地	表流水	レベル4	整備済	クリプトスポリジウム等 指標菌検査	1回 1回
	第2北部水源地	深井戸	レベル2	—	指標菌検査	4回
	第3北部水源地	深井戸	レベル2	整備済	指標菌検査	4回
	南部水源地	深井戸	レベル2	—	指標菌検査	4回

令和 8 年度 原水水質検査実施計画一覧表

水源地名称	種別	レベル	原水 40 項目	指標菌	クリプト スポリジウム等	備考
中種子町上水道 (平鍋水源地)	表流水	4	1年に1回	1年に1回	1年に1回	高感度濁度計等、施設整備済み
中種子町上水道 (古房水源地)	深井戸	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	—	—
中種子町上水道 (二十番水源地)	深井戸	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	—	—
中種子町上水道 (荒崎水源地)	湧水	3	1年に1回	1年に1回	1年に1回	高感度濁度計等、施設整備済み
中種子町上水道 (脇之川水源地)	表流水	4	1年に1回	1年に1回	1年に1回	高感度濁度計等、施設整備済み
中種子町上水道 (第1北部水源地)	表流水	4	1年に1回	1年に1回	1年に1回	高感度濁度計等、施設整備済み
中種子町上水道 (第2北部水源地)	深井戸	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	—	—
中種子町上水道 (第3北部水源地)	深井戸	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	—	高感度濁度計等、施設整備済み
中種子町上水道 (南部水源地)	深井戸	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	—	—

別添資料



【お問い合わせ先】 中種子町 水道課
 〒891-3792 熊毛郡中種子町野間5186番地
 TEL 0997-27-1111

